広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県条例第四十号

## 広島県手数料条例の一部を改正する条例

別表建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。 以下この項において「法」という。

	に対する審査 特定工程工事の終了の通知 特定工程工事の終了の通知 特定工程工事の終了の通知 に対する審査	で で で で 変 で 変 で 変 で 変 で 変 の 現 定 に よる 工 作 に よる 工 作 に に に に に に に に に に に に に
認定申請手数料路との関係の建築	工作物の特定工程	通知 料 工事終了通知手
二七、000円	九、〇〇〇円	数 程 九、〇〇〇円
	に、「第四十	 を

三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、

	_	٠ .
許可の申請に対する審査による仮設建築物の建築の規定	許可の申請に対する審査による仮設建築物の建築の法第八十五条第五項の規定	許可の申請に対する審査による仮設建築物の建築の法第八十五条第五項の規定
申請手数料ー年を超える仮設	許可申請手数料仮設建築物の建築	許可申請手数料
1 代〇、〇〇〇巴	1110、000円	1二0、000円
L dd R 表	を	

○円」を「四○○円」に、 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 以下この項において「法」という。)の項中「九まで」を「七まで」に、 七、 五〇〇円」を「五〇〇円」に、 (平成十九年法律第百十二 「六、五〇

五〇〇円」を「三〇〇円」に、 数が一戸以上四戸以内のもの 「追加する戸数が一戸以上四戸以内の 六 九 七 五. 八 兀 五 戸数が一九戸な 超え二九戸以内の もの 一一、六○○E 一一、六○○E 超え三九戸以内の 超え三九戸以内の 一九、七○○円 超えるもの 一五、三○○円 え一九戸以内のものえ九戸以内のもの九、二○○円の円の円のの<l>ののののののの</l  $\mathcal{O}$ ルール戸を ○○○円 のを円 を 兀 〇〇円」に、 七 五. 七 五. 兀 二 戸数が四戸を超 三 戸数が四九戸を 超え三九戸以内のも 超え三九戸以内のも 超え四九戸以内の 超え四九戸以内の 超え四九戸以内の もの 九〇〇円 もの 九戸以内の もの 九戸以内の 超えるもの 一、〇( ŧ  $\mathcal{O}$ 三〇〇円 九戸を =七〇〇円」を「二〇〇円」 を に、 ○○○円」を「追加する戸 「八まで」を「六まで」に、 五. 兀 に、 四

一三、二○○円九九戸を超えるもの八、九○○円

の
九〇〇四

に改める。

附則

はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。 正する法律(平成三十年法律第六十七号)附則第一条第二号に規定する政令で定める日又 百一号。以下この項において「法」という。)の項の改正規定は、 この条例は、 公布の日から施行する。ただし、 別表建築基準法 (昭和二十五年法律第二 建築基準法の一部を改